

## 論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨の公表

学位規則第8条に基づき、論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表する。

○氏名	松田 有紀子 (まつだ ゆきこ)
○学位の種類	博士 (学術)
○授与番号	甲 第981号
○授与年月日	2014年3月31日
○学位授与の要件	本学学位規程第18条第1項 学位規則第4条第1項
○学位論文の題名	花街・祇園町の歴史人類学的研究—継承／変貌する〈芸〉—
○審査委員	(主査) 渡辺 公三 (立命館大学大学院先端総合学術研究科教授) 天田 城介 (立命館大学大学院先端総合学術研究科教授) 竹中 悠美 (立命館大学大学院先端総合学術研究科准教授) 松田 素二 (京都大学大学院文学研究科教授)

### <論文の内容の要旨>

京都の祇園町は、かつては日本の多くの都市に存在し今は消失した花街のひとつの典型を残し、またそこで営まれる芸舞妓の芸の伝承は舞台装置ともいえる景観とともに、維持保存されるべき文化遺産とも目されている。本論文は近代に形成された祇園町を花街として成立させるためのシステムと、現在の花街における「伝統」の継承・刷新がどのように関係しているのかを明らかにすることを目的として、花街・祇園町の近代から現在までを、歴史人類学的手法によって通時的かつ共時的に考察している。

6章からなる論文の構成を章題によって以下にしめす。

はじめに／序章／第1章 八坂女紅場の成立と土地所有／第2章 遊興の舞台装置としての景観／第3章 舞妓と年季奉公／第4章 都をどりという祝祭／第5章 女のイエをささえた旦那たち／第6章 変貌するお茶屋遊び——色事のゲームと社交のゲーム／終章／おわりに

主題に迫るために、序章において二つの問題、すなわち、1) 国家の主導により明治期から公娼制度が整えられていくなかで、花街・祇園町を規定するシステムがいかに成立し変容してきたのか、2) 戦後、こうしたシステムが成立し得なくなるなかで、祇園町はいかなる戦略によって花街としての営業を存続してきたのか、が提起される。そして三つのシステム(土地の所有・管理体制、年季奉公による舞妓の再生産、旦那と結びついた遊興の様式)に着目し、各システムについて、その成立過程に迫る一章(歴史をあつかう奇数の章)と現在の状況について分析する一章(調査による記述の偶数の章)からなる相補的

な対によって分析している。この方法が序章で歴史人類学の手法として提示されている。

まず、第一のシステムである八坂女紅場による土地の一元的な所有・管理の体制の形成が注目され、はこうした独自の体制によって明治初年に購入され、開発された祇園町（甲部）の景観が、より古い建物を残す祇園北部とともに、現在では花街・祇園町を象徴する有形文化財として、花街の成員／非成員を問わず資源化されていることが実例を挙げながら示される。

次に第二のシステムである、年季奉公による舞妓の再生産について分析され、近代の公娼制度において成立した芸妓という労働契約の法的な位置づけの変遷が明らかにされ、現在にいたるまでにこのシステムが維持されている背景として、真正な「伝統」としての年季奉公制度と創られた「伝統」としての都をどりの対比とそれによる前者の強化があることが示される。

そして、第三のシステムである旦那と結びついた遊興の様式を通じて、花街に不可欠な存在である旦那と芸舞妓との関係性の変化が、お茶屋遊びという遊興の様式にどのような影響をもたらしたのかという点が考察される。とりわけ第 6 章では、変化していく時代状況に応じた最良客を獲得するための経営戦略を、お茶屋の女将たちが個別に、あるいは一つの花街を単位として協働して試みていることが論じられる。

これらの、主要には三つのシステムのからみあいの検討を通じて、伝統的景観を舞台として、そして客ばかりでなく、接客する仲居、芸舞妓をアテンドする男衆（おとこし）など多様なアクターの協働と共演を統御し「伝統」を守る中心的人物として「女将」の存在がクローズアップされ、「女の街」とも呼ばれる祇園町における女性の生き方が、論述全体から照射される。

#### <論文審査の結果の要旨>

本論文にかかわる口頭試問は 2014 年 6 月 26 日（木）15：30 より 16：45 まで、創思館 302 教室において審査員 4 名によっておこなわれ、公開公聴会は 7 月 22 日（火）、16：00 から 17:00 まで創思館カンファレンスルームにおいて同じく審査員 4 名と多数の聴衆の参加によっておこなわれた。

近代公娼制度の変容との関係で花街の芸舞妓への見方は、売買春と境界の曖昧なものとして否定的にか、とりわけ近年のように伝統の芸の継承者として肯定的にか、相互排他的な二分法のジレンマにおちいりがちである。本論文はそうした見方から脱却して、「社交」をふくむ広い意味での生き方の「芸」の継承者という新たな視点から祇園の花街の在り方と、そこで独自の生き方を実践してきた女将に照明をあてることに成功している。審査員の意見はその点で一致した。

そのうえで審査員からは以下のようなコメントおよび質問が提起された。

論考の末尾に女将という主人公がいわば登場する組み立てになっているが、女将の存在に焦点を合わせることで申請者は、突き詰めれば何を問いたいのか、今ひとつ判然

としない感じがある。祇園の変容の「記述」が目的として掲げられているが、「記述」は真のリサーチクエストとはなりきれない。

序論において方法論としてフランスのアナール派の社会史への共感がしめされているが、アナール派にも多様な方向性があり、必ずしも十分説得的な提示とはなっていない。

付録として1900年時点の祇園甲部営業者一覧のデータベースがしめされているが、これも活用して、「お茶屋」と「置屋」と芸舞妓さらには旦那の関係をもう一步踏み込んで明らかにできないか。

花街としての祇園の内部における関係について一定理解ができたが、いわば広い外界との関係が度外視されすぎてはいないか、外部との関係で花街の変容の動態をより明確に把握できるのではないか。

生き方としての広義の芸という視点があるが、より厳密な意味での芸舞妓の芸の内容、継承のありかたについて、これは「伝統」を検討するうえで本質的な問題と思われるが、考慮が十分になされていない。

生きる主体としての女将への関心が論文のモチーフのひとつとしてしめされているようだが、「はじめに」と「おわりに」に吐露された、調査者として花街に通う学位請求者の心情や、女将とのどちらかという抑制的な「ラポール」からは、学位請求者が祇園における人間関係の深みに踏み込んでいるのか、やや不安をいだかせる。

これらの質問、コメントに対して学位請求者は、適切な応答あるいは反論をおこなった。また博士論文の公刊を目指すこれからの課題として残すべき点として、今後、女将と一層の信頼関係を築き、了解を得てさらに厚みのある記述を目指したいという意図、また内部と外部の動的関係という視点も勘案して都市における遊興空間としての花街という視座を考えてゆき、その中で「お茶屋」と「置屋」の営業者一覧の分析も検討したいという意図をしめた。

以上を勘案したうえで、審査委員は一致して本論文が博士論文としての水準に十分達していると判断した。

#### <試験または学力確認の結果の要旨>

申請者は、本学学位規程第18条第1項該当者である。先端総合学術研究科は、査読付き学術雑誌掲載論文相当の公刊された論文を3本以上もつことを学位請求論文の受理条件としている。受理審査委員会の審査により、本論文はその条件を満たすことが確認された。本論文に示された方法や知見のオリジナリティ、論文記述の明晰さにかんがみて、本論文は博士論文の水準に十分に達している。口頭試問と公聴会での報告および質疑に対する応答からも、博士学位にふさわしい学力を備えていることが確認された。以上より、本審査委員会は、本学位申請者に対し、本学学位規程第18条第1項により、「博士（学術立命館大学）」の学位を授与することが適切と判断する。